

独立行政法人日本学生支援機構が
達成すべき業務運営に関する目標
(中期目標)

平成31年3月1日

(一部変更) 令和2年3月5日

令和4年7月21日

文部科学省

目次

(序文)

I	政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II	中期目標の期間	2
III	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	2
1	奨学金事業	2
2	留学生支援事業	4
3	学生生活支援事業	7
IV	業務運営の効率化に関する事項	8
1	業務の効率化	8
2	組織の効果的な機能発揮	9
3	学生支援に関する調査・分析・研究の実施	9
4	情報システムの適切な整備及び管理	9
V	財務内容の改善に関する事項	9
1	収入の確保等	10
2	寄附金事業の実施	10
3	奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施	10
4	予算の管理及び計画的な執行	10
VI	その他業務運営に関する重要事項	10
1	内部統制・ガバナンスの強化	10
2	情報セキュリティ対策の推進	10
3	広報・広聴の充実	11
4	施設及び設備に関する計画	11
5	人事に関する計画	11

※ III 1～3の各項目を一定の事業等のまとまりとする。また、III 1～3及びIV～VIの各項目を評価の単位とする。

(序 文)

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）において、我が国の大学、高等専門学校及び専修学校専門課程（以下「大学等」という。）における学生支援の中核機関として、（i）学資の貸与及び支給その他の学生等の修学の援助や、（ii）大学等が学生等に対して行う修学・進路選択等に関する相談及び指導についての支援、（iii）留学生交流の推進を図るための事業など、日本人学生及び外国人留学生に対する支援施策を総合的に行うことが求められているところである。

「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）においては、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学支援と、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れの推進や障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行も踏まえた障害のある学生の修学機会の整備の推進などのきめ細やかな学生支援の充実が求められている。他方で、学生等の就職率が好転するほか、大学独自や様々な主体による就職支援が行われるなど状況は大きく変化している。

現在、我が国では、最終学歴によって平均賃金に差がある中、貧しい家庭の子供たちほど大学への進学率が低く、格差の固定化を防ぐためにも高等教育のアクセスの機会均等の充実が必要であり、また、少子化の進展への対処としても、子育てや教育に係る費用負担の軽減等が求められている。こうした観点から、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）（以下「修学支援法」という。）に基づき、少子化の進展に対処するため、真に支援が必要な低所得世帯の者の修学に係る経済的負担が軽減されるよう、給付奨学金の大幅な拡充に対応することが必要である。

機構は、学生支援に関する事業を包括的に実施してきた機関として、これらの要請に応え、業務の能率的・効率的な運営を基本方針としつつ、拡大する事業を各部署の密な連携のもとに確実に実施し、教育の機会均等、次代の社会を担う人材育成、大学等の国際化の推進及び国際的な相互理解の増進に寄与することが期待される。

以上の位置付け及び役割のもと、第3期中期目標期間における業務の実績についての評価等を踏まえ、機構の第4期中期目標を以下のとおりとする。

(別添) 政策体系図

II 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成31年(2019年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までの5年間とする。

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 奨学金事業

機構では、教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として次の目標に従い奨学金事業を実施することとする。

(1) 貸与奨学金

意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないように、適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に奨学金を貸与する。

貸与中においては、大学等との連携によって、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を促し、奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。

また、継続的に不適切な認定を行った学校に対して、引き続き再発防止策を実施する。

本事業が返還金を原資の一部としていることから、事業を継続的に運営するため、返還金を確実に回収する施策を講ずる。一方、返還が困難な者に対する減額返還制度や返還期限猶予制度等のセーフティネットや所得連動返還方式について適切に運用し、制度の効果的・効率的な運用に努める。

奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施し、これを踏まえた適切な返還金の回収促進を図る。

保証制度のうち機関保証制度については、関係者に対する情報提供・周知に努めるとともに、教育的配慮を払いつつ運用を行い、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。また、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。

(2) 給付奨学金

給付奨学金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2第1項に規定する学資支給金をいう。）については、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた

創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的として適切な審査に基づき、支給を行う。

なお、平成29年度から令和元年度に認定された者に対する給付奨学金（修学支援法の施行前の独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項の規定により認定された者に対して支給される学資支給金をいう。）については、経過措置として支給を行う。

また、支給中においては、大学等との連携によって、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を促すための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。

（3）奨学金事業に共通する事項

奨学金制度を必要とする者に確実に情報が届くよう努めるとともに、奨学金制度の正しい利用に資するため、関係者に対し多様な機会及び媒体を活用した広報により、正確で分かりやすい情報提供を行う。

また、機構の奨学金事業を運営するうえでは学校の協力が必要不可欠であることから、奨学金に関する周知や申込手続について、高等学校や大学等と一層の連携を図るとともに、奨学金制度に対する理解や奨学生としての自覚の増進、貸与奨学金に係る返還意識の涵養を適切に実施する。

さらに、奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策や、寄附金獲得の拡大等を図るべく、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策について、国と連携して検討を行う。

【評価指標】

- 1－1 貸与奨学金の的確な実施状況
- 1－2 貸与奨学金における適格認定の実施状況
- 1－3 貸与奨学金の総回収率
- 1－4 貸与奨学金に係る各種制度の運用状況
- 1－5 給付奨学金の的確な実施状況
- 1－6 給付奨学金における適格認定の実施状況
- 1－7 奨学金事業の情報提供の状況及び学校との連携の状況
- 1－8 効果検証等の検討状況

【関連指標】

- 1－A 貸与奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率
- 1－B 貸与奨学金の要返還債権数に占める3ヶ月以上延滞債権数の割合
- 1－C 貸与奨学金の要返還債権額に占める3ヶ月以上延滞債権額の割合

【目標水準の考え方】

- 1-1 適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に対し奨学金の貸与を的確に実施したか、奨学生採用等の実施状況を参考に判断する。
 - 1-2 在学中の指導を充実する取組や適格認定を適切に行ったか、適格認定の処置状況等を参考に判断する。
 - 1-3 奨学金貸与事業の健全性を確保するため、回収に向けた諸施策を講じ、返還金を確実に回収することとし、目標値については、今中期目標期間中に貸与奨学金の総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に**91.4%**以上にする。
 - 1-4 減額返還・返還期限猶予制度等のセーフティネットや、所得連動返還方式が適切に運用されたか、周知・広報の実施状況や制度の運用状況を参考に判断する。また、機関保証制度が適切に運用されたか、代位弁済となる対象債権の請求状況や制度の将来にわたる収支の健全性の検証結果等を参考に判断する。
 - 1-5 適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に対し奨学金の給付を的確に実施したか、奨学生採用等の実施状況を参考に判断する。
 - 1-6 奨学生としての学業精励の自覚を促す取組や適格認定を適切に行ったか、適格認定の処置状況等を参考に判断する。
 - 1-7 奨学金制度に関する情報をわかりやすく積極的に提供したか、情報提供の取組状況を参考に判断する。また、奨学金事業の運営に必要な不可欠な学校との一層の連携を図ることができたか、連携のための取組状況を参考に判断する。
 - 1-8 奨学金給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策並びに給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策を国と連携して検討したか、情報収集や論点整理を含めた検討状況を参考に判断する。
-
- 1-A 約定に沿った期日どおりの返還により貸与原資を確保することが重要であることから、今中期目標期間中の貸与奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率を中期目標期間中に**97.3%**以上とする。
 - 1-B 初期延滞の予防、延滞進行の防止の双方の状況を把握することが重要であることから、今中期目標期間中の貸与奨学金の要返還債権数に占める3ヶ月以上延滞債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に**10%**以上改善する。
 - 1-C 初期延滞の予防、延滞進行の防止の双方の状況を把握することが重要であることから、今中期目標期間中の貸与奨学金の要返還債権額に占める3ヶ月以上延滞債権額の割合を**3.26%**以下とする。

2 留学生支援事業

「留学生30万人計画」、「日本再興戦略」、「第3期教育振興基本計画」（平成30

年6月15日閣議決定)等の国の戦略を踏まえ、引き続き、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れを推進するとともに、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を支援するため、次の目標に従い事業を実施することとする。

(1) 外国人留学生に対する支援

大学のグローバル化の推進や我が国で活躍する高度外国人材受入れ促進等の国の方針を踏まえ、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れを推進するため、関係府省庁や日本貿易振興機構（JETRO）等の独立行政法人、大学等の関係機関との一層の連携の下、留学前から卒業（修了）後のフォローアップまでの一貫した外国人留学生支援を実施する。

① 日本留学が期待される者を中心に、関係機関との連携の下、大学等での教育研究、卒業後の就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力を統合的に発信する。また、国内外の大学・関係機関とのネットワークを構築し、日本留学に関する情報の収集・整理及び提供を行う。

② 国内外における日本留学試験の実施を通じ、日本の大学等への進学に必要な日本語力及び学力を客観的に評価するとともに、海外における日本留学試験の利用の促進及び渡日前入学許可など日本の大学等における試験結果の活用の促進に努める。

なお、前中期目標期間に収支の継続的な欠損については改善が見られたことから、引き続き効率的な事業運営を行いつつ収支の均衡が取れるよう努める。

③ 学生等のニーズに応じたきめ細かく、質の高い日本語教育を実践するとともに、大学等進学のための日本語教育のモデルとなるべきカリキュラム・教材等を開発・改訂し普及を図る。

④ 大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、国費外国人留学生や私費外国人留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。

また、留学生受入れに係る事業については、大学等の留学生の在籍管理の適正化を図る観点から、不法残留者数等に応じた推薦依頼・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用する。

⑤ 東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用し、外国人留学生・日本人学生・地域住民等の交流推進・相互理解の促進、将来につながる人的ネットワークの構築、留学生の我が国での就職の支援等による定着の促進を図る。

⑥ 日本留学の総合的な魅力を高めるため、関係機関との連携の下、外国人留学生の卒業・修了後の就職支援や帰国後のフォローアップの取組を強化するとともに、支援を受けた留学経験者とのつながりを維持するためのネットワークを整備する。

(2) 日本人留学生に対する支援

意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を促進し、グローバルに活躍する人材の育成に資するため、海外留学への機運醸成や学資金支給事業に取り組む。

- ① 海外留学への機運醸成に向けて、海外留学に関する幅広い情報を収集・整理のうえ、留学希望者や国内外の関係機関等に提供する。
- ② 諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生の経済的負担を軽減するための学資金支給に取り組むとともに、大学間交流協定等に基づく留学への支援を通じ、大学等における留学期間の長期化を促す取組や短期留学の成果を生かしたグローバルに活躍する人材の育成に向けての取組など、留学の効果を高めるための取組を実施する。
- ③ 意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、官民が協力した仕組みによる、経済的負担を軽減するための学資金の支給事業について、引き続き2020年度の派遣人数1万人の目標達成に向け日本人の海外留学を促進する。また、事業成果の確認及び評価を行い、その結果も踏まえて2020年度以降の事業の在り方について検討する。

【評価指標】

- 2-1 日本留学に関する情報提供等の実施状況
- 2-2 日本留学試験の実施状況
- 2-3 日本留学試験の渡日前入学許可実施校数
- 2-4 日本語教育センターの卒業予定者による教育内容等に対する満足度、卒業者の進路や日本語レベルの状況
- 2-5 外国人留学生に対する学資金支給の的確な実施状況
- 2-6 外国人留学生と日本人学生等との国際交流事業の実施状況
- 2-7 外国人留学生に対する就職支援の実施状況
- 2-8 日本留学経験者に対するフォローアップの実施及びこれらとのつながりを維持するためのネットワークの整備状況
- 2-9 日本人学生の海外留学に関する情報提供等の実施状況
- 2-10 日本人留学生に対する学資金支給の的確な実施状況

【目標水準の考え方】

- 2-1 日本留学が期待される者、留学中の学生、卒業・修了後の学生等それぞれのニーズに応じた情報を提供したか、提供状況等を参考に判断する。
- 2-2 日本の大学等に必要な日本語力及び基礎学力を客観的に評価できるような適正レベル及び内容となっているか、得点等化や試験の実施状況等を参考に判断する。
- 2-3 今中期目標期間における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数が、

前中期目標期間の最終年度（平成30年度）における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数を上回ることを達成水準とする。

- 2-4 日本語教育センターの卒業予定者に教育内容等に係る満足度に関するアンケート調査を行い、回答者の多くが満足しているものと考えられる80%から肯定的な評価を得られるようにすることを達成水準とする。また、卒業者の進学率、日本語レベルが入学時からいかに伸びたかを参考に判断する。
- 2-5 学資金の支給等を適切に実施し、外国人留学生在が経済的に安定した状態で勉学に励む環境を整備するとともに、資金の重点的配分を行い、政府方針に沿った戦略的な留学生受入れや大学等の国際化への取組を支援したか、学資金の支給状況や重点的配分の実施状況等を参考に判断する。
- 2-6 東京国際交流館、兵庫国際交流会館を拠点として活用し、外国人留學生、日本人学生、地域住民等との交流推進、人的ネットワーク構築、留學生への就職支援等による定着促進を図ったか、交流イベントの実施状況等を参考に判断する。
- 2-7 日本の大学等を卒業・修了し、日本での就職を希望する外国人留學生に対し、関係機関等と連携し、日本での就職に資する情報を提供する等の支援を実施したか、提供状況等を参考に判断する。
- 2-8 日本留学経験者に対し、帰国後の留学の成果をより高める取組を行うとともに、日本とのつながりを維持していくためのネットワークを整備したか、フォローアップ関連事業の実施状況、留学経験者のネットワーク化に向けた取組状況等を参考に判断する。
- 2-9 日本人学生の海外留学への機運の醸成に資する情報提供を実施するため、機構主催の海外留学イベント等の内容の充実を図るとともに、今中期目標期間中のイベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数が、前中期目標期間中のイベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数を上回ることを達成水準とする。
- 2-10 留学目的や期間等に応じた学資金支給を適切に実施するとともに、海外留学への機運を醸成する取組の充実を図り、意欲と能力のある日本人学生の留学支援を推進したか、留学の効果を高めるための取組や学資金の支給状況等を参考に判断する。

3 学生生活支援事業

機構は、大学等における就職率の動向等を踏まえ事業を重点化していくこととし、特に障害のある学生や留學生、社会人等の受入れにより多様性が拡大する大学等におけるきめ細やかで的確な学生相談やメンタルヘルス対策、修学・就職指導、キャリア形成支援などの学生支援の全体の底上げを図るほか、大学経営層や企業等への働きかけを行う等により総合的・戦略的に事業を推進することが期待されている。

このことを踏まえ、次の目標に従い事業を実施することとする。

(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実

大学等における学生生活状況についての調査や学生生活支援の取組に関する調査を実施し、分析を行うとともに、学生生活支援の充実に資するよう、戦略的な情報提供等を実施する。

(2) 障害のある学生等に対する支援

障害のある学生や固有のニーズがある学生が社会で活躍できるように、大学等における支援について、体制の全体的な底上げを図るとともに、大学等全体としての理解・啓発を促す。また、実態調査や取組事例の収集に基づく問題の把握・分析・情報提供等を総合的に実施する。

(3) キャリア教育・就職支援

大学等におけるキャリア教育、就職支援の推進に向けて産学協働による教育的効果の高いインターンシップにかかるセミナーなど、総合的な情報提供に関する事業等を実施し、大学等の教職員の資質向上を支援する。

【評価指標】

- 3-1 学生生活・学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の状況
- 3-2 障害のある学生等に対する支援の状況
- 3-3 キャリア教育・就職支援の実施状況

【目標水準の考え方】

- 3-1 大学等の学生生活状況や学生生活支援の取組に関する調査について、過去の調査項目との継続性を考慮しつつ調査項目や方法等の改善を図り、確実に実施、分析、情報提供が行われたか、大学等の喫緊の課題に関する情報提供を実施したか、調査及び情報提供の実施状況等を参考に判断する。
- 3-2 障害学生等支援体制の全体的な底上げが図れたか、大学等全体としての理解・啓発を促したか、問題の把握・分析・情報提供等を総合的に実施したか、学校への働きかけ、収集した事例の共有状況、セミナー等の実施状況等を参考に判断する。
- 3-3 大学等におけるキャリア教育・就職支援の推進に向けて、教職員の資質向上、大学等と企業等との産学協働による教育的効果の高いインターンシップの推進に資する取組を実施したか、セミナー等の実施状況等を参考に判断する。

IV 業務運営の効率化に関する事項

1 業務の効率化

(1) 一般管理費等の削減

業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費（奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、その9%以上を削減する。

また、奨学金事業業務のうち奨学金貸与事業に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成30年度予算を基準として、令和5年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとした上で、奨学金事業業務経費全体については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、費用対効果も含めて業務運営の効率化を図る。

なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

(2) 人件費・給与水準の見直し

総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

(3) 契約の適正化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定する「調達等合理化計画」の取組を着実に実施する。

2 組織の効果的な機能発揮

課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての的確で効果的な事業実施体制を構築する。

3 学生支援に関する調査・分析・研究の実施

機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査・分析・研究を実施する。

4 情報システムの適切な整備及び管理

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

V 財務内容の改善に関する事項

1 収入の確保等

寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。

2 寄附金事業の実施

学生等の支援に資するよう寄附金募集の取組を強化するとともに寄附金事業を適切に実施する。

3 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施

独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。

4 予算の管理及び計画的な執行

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

また、運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行する。

VI その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制・ガバナンスの強化

機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守するとともに、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。

2 情報セキュリティ対策の推進

「サイバーセキュリティ基本法」（平成26年法律第104号）に基づき策定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成30年7月25日改定）等の政府の方針を踏まえ、業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進する。

3 広報・広聴の充実

SNS等の新たな媒体を活用しつつ、正確でわかりやすい情報の提供に努めるとともに、幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、広報・広聴の充実を図る。

4 施設及び設備に関する計画

施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。

5 人事に関する計画

機構の業務を適切に実施するため、人事基本計画を見直し、戦略的に人材の確保・育成を実施するとともに適正配置を図る。